商品概要説明書

（令和８年 11 月２日現在）

商品名	スーパー定期貯金＜相続資産専用金利優遇型＞
ご利用いただける方	○相続資産を１年以内に受け取った個人
取扱期間	○2026 年４月１日～2027 年３月 31 日
期間	○定型方式　　１年 ○満期日以降は店頭金利による自動継続（元金継続または元利金継続）の取り扱いとなります。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ○一括預入 ○通帳式に限る ○100 万円以上～相続資産のお受け取り金額 ○１円単位
払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税金 （５）金利情報の入手方法	 ○預入時の店頭表示のスーパー定期１年ものを指標金利とした利率設定方法による適用利率を満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ○20.315％（国税 15.315％、地方税 5％）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ○金利は窓口でお問い合わせください。
手数料	－
付加できる特約事項	○マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取り扱いができます。 ○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　　約定利率×50％ ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	○保護対象 当該貯金はＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支所または信用部信用課（電話：086-225-9835）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ信用部信用課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京三弁護士会または岡山弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

	・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	○金利情勢等により、取り扱いを廃止または上乗せ利率を変更する場合があります。

ＪＡ岡山